

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○河川管理規則の一部を改正する規則

（河川課）

一

### 訓 令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

二

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十五号口からホまでの規定中、「第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。」を削り、「、第九十五条の二第三項及び第九十六条の二第五項」を、「及び第九十五条の二第三項」に改め、同号へ中「第九十六条の三第五項において準用する場合に限る。」を削り、「、第九十五条の二第三項及び第九十六条の二第五項」を、「及び第九十五条の二第三項」に改め、同号ヨ及びヒ中、「第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項」を、「及び第九十五条の二第三項」に改め、同号レ中「及び第九十六条の四」を削り、同号ネ及びナ中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同号コ中「第九十六条の二第六項」の下に、「第九十六条の三第五項及び第九十六条の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、「農業協同組合からの意見の聴取」を「報告の受理」に改め、同号中を削り、テをエとし、アからセまでをテからモまでとする。

第十八条第一項第四十号中、「（同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「第八十七条の二第六項」を「第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項」に、「及び第九十六条の二第五項」を「並びに第九十六条の三第五項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則（昭和五十一年宮城県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表六の項を次のように改める。

六	法第三十条第一項の規定による承認の申請	一部	
---	---------------------	----	--

別表八の項を次のように改める。

八	法第三十二条第三項の規定による届出	委任規則により届出の受理の権限が所長に委任されているもの	一部	
	その他のもの		一部	一部

別表十九の項中「第七条第三項」を「第七条第一項ただし書」に、「免除」を「返還」に改める。  
様式第十二号を次のように改める。

様式第12号(第11条関係)

許 可 済 標 識	
河 川 名	
許 可 の 内 容	河川法第 条の規定による許可
許 可 の 概 要	
許可を受けた者の住所及び氏名	
所管土木事務所名	

50cm

40cm

- 備考 1 「許可の内容」欄については、許可を受けた条文を全て記載すること。
- 2 「許可の概要」欄については、占用又は行為の種類、面積、数量等許可を受けた事項について記載すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現に設置されている改正前の河川管理規則様式第十二号による許可済標識は、改正後の河川管理規則様式第十二号による許可済標識とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第二十九号を次のように改める。

二十九 一件二十万円以上の現金の寄附(寄附をしようとする者がその用途を指定する寄附にあつては、一件五十万円未満の現金の寄附)の受納

別表第一各課長の専決事項の項第四十三号を第四十四号とし、第三十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 一件二十万円未満の現金の寄附(寄附をしようとする者がその用途を指定する寄附を除く。)の受納

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第九号を削り、同表自然保護課長の専決事項の項第十号を削り、同表環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項第十四号を削り、同表消費生活・文化課長の専決事項の項第十二号を削り、同表河川課長の専決事項の項第五号中手を削り、リをチとし、又をリとし、同項第六号中、「同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。」を削り、「第八十七条の二第六項」を、「第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項」に、「及び第九十六条の二第五項」を、「並びに第九十六条の三第五項」に改める。

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第一号中、「コからユまで及びミからセまで」を、「エからキまで及びメからモまで」に改め、同号ロからヘまでの規定中、「第九十六条の二、第九十六条の三」を削り、同号ヨ及びビタ中、「第九十六条の三」を削り、同号レ中、「第九十六条の四」を削り、同号コ中、「農業協同組合からの意見の聴取」を、「土地改良事業計画等の報告の受理」に改め、「第九十六

条の二」の下に、「第九十六条の三、第九十六条の四」を加え、同号中工を削り、テを工とし、アカ  
らセまでをテからモまでとし、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号口  
及び八中「、第九十六条の三」を削り、同号二中「、第九十六条の四」を削り、同号中ル及びビヲを削  
り、ワをルとし、カからムまでをヲからナまでとする。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第三十八号中（同法第九十六条の三第五項にお  
いて準用する場合を含む。）を削り、「第八十七条の二第六項」を「第八十五条の三第四項及び第十  
項、第八十七条の二第十項」に、「及び第九十六条の二第五項」を「並びに第九十六条の三第五項」  
に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。ただし、各部長の専決事項の項、各課長の  
専決事項の項、環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項、自然保護課長の専決事項の項、環境  
生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項、消費生活・文化課長の専決事項の項及び河川課長  
の専決事項の項第五号の改正規定は、同月二十九日から施行する。